

高齢者ミヤコーバス乗車証を交付します

満70歳以上の方に、ミヤコーバス白石遠刈田線(福岡方面)の乗車証と乗車券を交付します。

乗車券交付枚数は1カ月当たり4枚(1乗車:100円負担)です。

※白石蔵王駅～白石駅前間をご利用の方は、市民バスきゅっするくん「白角線・大張線」をご利用ください。

●対象者

平成24年度内に満70歳以上となる方(昭和18年4月1日までに生まれた方)で、ミヤコーバス白石遠刈田線(福岡方面)を利用する方

●手続きに必要な物 印鑑

●申請期間 3月30(金)～4月3日(火)9:00～11:30、13:00～15:00

●申請場所 市役所2階第2会議室

※指定日に手続きできなかった方は4月4日(水)以降、市民課福祉窓口、長寿課で随時手続きできます。

☎長寿課 ☎22-1361

市民税・県民税の申告相談は、3月15日(木)までです

申告は、市民税・県民税の算定や、国民健康保険税、後期高齢者保険料などの資料となる大切な手続きです。忘れずに、申告を行いましょ！ ☎税務課 ☎22-1313

白石城・ホワイトキューブ・スパッシュランドしろいしのホームページをリニューアルしました。
☎(財)白石市文化体育振興財団 ☎22-1290
<http://www.shiro-f.jp/>

異動の時期は国民年金の届け出が必要です

☎大河原年金事務所 ☎0224-51-3113・市民課 ☎22-1312

結婚や就職、転職、退職などで、国民年金第1号被保険者に変更になった

方は、2週間以内に手続きが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

■国民年金の手続き

| 変更前 | 異動内容 | 変更後 | 手続き場所 | 手続きに必要な物 |
|-----------------------------|------------------------------------|-------------|------------|--------------------|
| 第1号被保険者(学生・自営業者など) | 就職して厚生年金などに加入したとき | 第2号被保険者 | 勤務先 | 勤務先にお問い合わせください |
| | 厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになったとき | 第3号被保険者 | 配偶者の勤務先 | 配偶者の勤務先にお問い合わせください |
| | 住所や氏名が変わったとき | 引き続き第1号被保険者 | 市民課国民年金相談係 | 年金手帳・印鑑 |
| 第2号被保険者(会社員・公務員など) | 60歳になる前に退職したとき | 第1号被保険者 | 市民課国民年金相談係 | 年金手帳・印鑑・資格喪失証明書 |
| | 退職し、厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになったとき | 第3号被保険者 | 配偶者の勤務先 | 配偶者の勤務先にお問い合わせください |
| | 住所や氏名が変わったとき | 引き続き第2号被保険者 | 勤務先 | 勤務先にお問い合わせください |
| 第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者) | 就職して厚生年金などに加入したとき | 第2号被保険者 | 勤務先 | 勤務先にお問い合わせください |
| | 配偶者が退職したとき、または扶養されなくなったとき | 第1号被保険者 | 市民課国民年金相談係 | 年金手帳・印鑑・資格喪失証明書 |

※日本国内に居住している20歳から60歳までの方は、国民年金の被保険者です。

平成24年度外出支援サービス利用助成券を交付します

☎長寿課 ☎22-1361

公共交通機関を利用できない満65歳以上の在宅高齢者の方に、タクシー料金の一部を助成します。下記の要件にすべて該当する方が対象となりますので、利用を希望される方は、手続きをしてください。

●対象者 ①要介護3以上の認定を受けている方、②市民税非課税の方

●助成内容 助成券は、1カ月当たり3枚(1枚500円分)を単位として交付します。ただし、重度心身障害者移動サービス利用助成券の交付を

受けている方は利用できません。

●助成期間 4月1日～6月30日
※7月以降は、「ささえ愛ネットワーク事業」の移動支援サービスをご活用ください(21ページ掲載)。

●申請に必要な物

印鑑、介護保険被保険者証

●申請受付開始日 3月26日(月)

※助成券の利用は4月1日からです。申請が遅れると、1カ月単位で助成券の交付枚数が減ります。

●申請場所 長寿課、市民課福祉窓口

重度心身障害者移動サービス利用助成券を交付します

☎福祉事務所 ☎22-1400

心身に重度の障がいがある方の社会参加を促進するため、移動サービス利用助成券を交付します。

次の助成内容のどちらか一方を選択してご利用ください。

●助成内容

・タクシー券 1カ月当たり3枚を助成(1枚500円分)

・燃料券 自動車の燃料費1カ月当たり1枚を助成(1枚1,000円分)

●対象者

①身体障害者手帳「1級・2級」の方、足(脚)に不自由があり障害部位別の等級が「3級」の方、内部障害(心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害、肝臓の機能障害)があり、

障害部位別の等級が「3級」の方

②療育手帳「A」の方

③精神障害者保健福祉手帳「1級・2級」の方

※所得制限や市税納付状況などの条件があります。また、施設入所者や3カ月以上医療機関入院者、高齢者対象の外出支援サービス利用助成券交付者は除きます。

●申請に必要な物

①印鑑、②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか、③自動車検査証、④運転免許証(③④は燃料券を選択した場合)

●申請受付開始日 3月26日(月)

助成券の利用は4月1日からです。申請が遅れると、1カ月単位で助成券の交付枚数が減ります。

●申請場所 福祉事務所(タクシー券は市民課福祉窓口でも申請可)

■燃料券希望時の注意事項

燃料券を希望する本人が、自動車を自ら運転しない場合は、次の要件が必要です。

①身体障害者手帳の種別が「1種」の方や療育手帳の種別が「1種」の方、精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方は、本人が自動車を所有し、本人の利用のために同居する家族が運転する場合

②療育手帳をお持ちの方や、18歳未満で身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、本人の利用のために、同居している家族の方が自身の所有する自動車を運転する場合

原付きバイク・軽自動車などの廃車・名義変更手続きは3月中に

原付きバイクや農耕作業車、軽自動車などは、4月1日現在で登録されている方に1年分の軽自動車税が課税されます(※)。

現在使用していない軽自動車などは、3月末までに廃車の手続きを済ませると、平成24年度以降は税金がかかりませんので、忘れずに手続きをしてください。

3月になると軽自動車の廃車・名義変更手続きなどで窓口が大変混雑します。できるだけ早い時期に手続きを済ませてください。

※軽自動車税は、月割りで課税されたり、還付されたりすることはありません。詳しくは、お問い合わせください。

●車種別の手続き先

・原付きバイクや農耕作業車など 税務課 ☎22-1313

・軽四輪・軽二輪など 軽自動車検査協会宮城主管事務所 ☎022-284-1368

・二輪小型自動車 東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011

公的年金等に係る確定申告について

平成23年分から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

所得税の還付を受けるための確定申告書は提出できます。また、所得税の申告が必要ない場合でも、「公的年金等の源泉徴収票」記載の控除以外の各種控除(医療費控除等)を受ける場合や公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合は、住民税の申告が必要です。
☎大河原税務署 ☎0224-52-2202

3月の定例相談

Monthly Consultation

| 相談種別 | 日 時 | 会 場 | 電 話 |
|-----------|--|-------------|----------------------------|
| 人権擁護 | 3月16日(金) | 10:00～15:00 | 市役所2階 第2会議室 生活環境課 ☎22-1314 |
| 行 政 | 3月16日(金) | 10:00～15:00 | 市役所2階 第2会議室 生活環境課 ☎22-1314 |
| 無料法律 | 3月16日(金) | 10:00～15:00 | 市役所3階 第3会議室 生活環境課 ☎22-1314 |
| 農 家 | 3月 9日(金) | 10:00～12:00 | 農林振興センター 農業委員会 ☎22-1256 |
| 精神保健福祉 | 3月 7日(水) | 13:00～15:00 | 健康センター(要予約) 健康推進課 ☎22-1362 |
| もの忘れ | 3月28日(水) | 13:00～15:00 | 健康センター(要予約) 健康推進課 ☎22-1362 |
| 障 害 者 | 3月14日(水)・28日(水) | 13:00～15:00 | 福祉プラザやまぶき 福祉事務所 ☎22-1400 |
| 補聴器巡回サービス | ・リオン:3月8日(木)・21日(水) ・ブルーム(旧ワイデックス):3月27日(火) | 13:00～14:00 | 市役所1階 東側和室 福祉事務所 ☎22-1400 |

※4月の精神保健福祉・もの忘れ相談は19ページに掲載しています。

| 相談種別 | 日 時 | 会 場・問い合わせ先 |
|-------------------|---|--|
| いじめ相談(アライン) | Eメール i-line@city.shiroishi.miyagi.jp 【24時間受け付け】 ※電話相談も実施しています(毎週月～金8:30～16:30)。 | いじめ問題等対策室(教育委員会内) ☎22-1350 |
| 家庭児童相談 | 毎週月～金 8:30～16:00 | 総合福祉センター ☎22-1400 |
| 高齢者総合相談(事前連絡必要) | 毎週月～金 8:30～17:15 | ①地域包括支援センター(総合福祉センター内) ☎22-1361(長寿課兼用回線) ②在宅介護支援センター茶園 ☎25-9955 ③在宅介護支援センター八宮 ☎24-5222 |
| 青少年相談 | 毎週月・火・木・金 8:30～16:30 | 市役所4階 青少年相談センター ☎22-1342(内線445) |
| 消費生活相談 | 毎週月・水・金 9:00～16:00 | 消費生活相談室(いきいきプラザ内) ☎22-0783 |
| DV・セクハラ相談(事前連絡必要) | 毎週月・水・金 9:00～17:00 ※電話相談も実施しています。 | 男女共同参画相談支援センター(ふれあいプラザ内) ☎22-6035 |